「下請中小企業振興法第３条第１項の規定に基づく振興基準」の改正（案）に対する意見公募要領

令和４年６月３日
中　小　企　業　庁
事業環境部取引課

１．意見公募の趣旨・目的・背景

新型コロナウイルス感染症による影響に加えて、エネルギーや原材料価格の高騰により、多くの中小企業が厳しい経営環境にある中、適切な価格転嫁の実現に向けた環境整備などが必要となっています。

また、中小企業庁の下請Ｇメンによる下請等中小企業者へのヒアリングにおいて、知的財産の取引や協力金など、問題事例が複数確認されており、これらについても業界慣習や商慣行の改善が必要です。

このため、親事業者・下請事業者間の取引適正化を図るため、下請中小企業振興法第３条第１項の規定に基づく「振興基準」の改正を行い、産業界に広く周知し、取引環境の改善を図ります。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

「下請中小企業振興法第３条第１項の規定に基づく振興基準」改正案

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
（２）窓口での配布
　　経済産業省中小企業庁事業環境部取引課
　（東京都千代田区霞が関１－３－１　経済産業省別館４階）

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和４年６月３日（金）～令和４年７月３日（日）必着

５．意見提出先・提出方法

以下いずれかの方法で送付して下さい。なお、意見提出は日本語に限ります。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」
　　電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public)の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送
　　別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、以下の住所宛てにお送り下さい。
　　住所：〒１００－８９０１

東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省事業環境部取引課　パブリックコメント担当　宛て

（３）ＦＡＸ
別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、以下のＦＡＸ番号宛てにお送り下さい。
ＦＡＸ番号：（０３）３５０１－６８９９

（４）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）
別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送り下さい。
メールアドレス：　shitauke-torihiki@meti.go.jp
（電子メールの件名を「下請中小企業振興法第３条第１項の規定に基づく振興基準改正（案）に対する意見」として下さい。）

※　電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省中小企業庁事業環境部取引課　パブリックコメント担当　宛て

「下請中小企業振興法第３条第１項の規定に基づく振興基準改正（案）」に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［ＦＡＸ番号］	
［電子メールアドレス］	

［御意見］

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）